

議案第25号

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定する。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年磐田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 災害応急作業等手当

第6条を次のように改める。

（災害応急作業等手当）

第6条 災害応急作業等手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川、道路等の現場において、次の作業に従事した職員に対し、別表第4により支給する。

(1) 巡回監視作業

(2) 応急作業

(3) 遭難救助作業

(4) 前3号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する作業が、市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、別表第4に規定する手当の額に100分の100に相当する額を加算する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第6条関係）

災害応急作業等手当

作業の区分	支給を受ける者の範囲	手当の額
巡回監視作業	従事した職員	1日 710円 ただし、勤務時間外5割増し
応急作業	従事した職員	1日 1,080円 ただし、勤務時間外5割増し
遭難救助作業	従事した職員	1日 840円 ただし、勤務時間外5割増し
第6条第1項第4号に	従事した職員	1日 710円 ただし、勤務時間外5割増し

規定する作業		
--------	--	--

備考

- 1 大規模な災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害に係る作業に従事した場合の手当の額は、作業の区分にかかわらず、1日1,080円（勤務時間外5割増し）とする。
- 2 同一の日において2以上の作業の区分に従事した場合は、同表の手当の額のうち最も高い額を支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 非常災害業務手当</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p><u>(非常災害業務手当)</u></p> <p>第6条 <u>非常災害業務手当は、地震、台風その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において磐田市災害対策本部が設置され、その業務(以下「防災業務」という。)又は市長が防災業務に準ずると認めた業務に従事した職員に対し、別表第4により支給する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>別表第4 (第6条関係)</p> <p><u>非常災害業務手当</u></p>			<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 災害応急作業等手当</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第6条 <u>災害応急作業等手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川、道路等の現場において、次の作業に従事した職員に対し、別表第4により支給する。</u></p> <p>(1) <u>巡回監視作業</u></p> <p>(2) <u>応急作業</u></p> <p>(3) <u>遭難救助作業</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する作業が、市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、別表第4に規定する手当の額に100分の100に相当する額を加算する。</u></p> <p>別表第4 (第6条関係)</p> <p><u>災害応急作業等手当</u></p>		
作業の区別	支給を受ける者の範囲	手当の額	作業の区分	支給を受ける者の範囲	手当の額
災害応急作業等	従事した職員	1日 1,000円 ただし、勤務時間外5割増し	巡回監視作業	従事した職員	1日 710円 ただし、勤務時間外5割増し
(追加)			応急作業	従事した職員	1日 1,080円 ただし、勤務時間外5割増し
			遭難救助作業	従事した職員	1日 840円

現行	改正案		
	第6条第1項第4号に規定する作業	従事した職員	ただし、勤務時間外5割増し 1日 710円 ただし、勤務時間外5割増し
(追加)	<p>備考</p> <p>1 大規模な災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害に係る作業に従事した場合の手当の額は、作業の区分にかかわらず、1日1,080円（勤務時間外5割増し）とする。</p> <p>2 同一の日において2以上の作業の区分に従事した場合は、同表の手当の額のうち最も高い額を支給する。</p>		